紀美野町第３回定例会会議録

平成２７年９月８日（火曜日）

○議事日程（第１号）

平成２７年９月８日（火）午前９時００分開議

第　１		会議録署名議員の指名について
第　２		会期の決定について
第　３		諸般の報告について
第　４	議案第６４号	平成２６年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
第　５	議案第６５号	平成２６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第　６	議案第６６号	平成２６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第　７	議案第６７号	平成２６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第　８	議案第６８号	平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第　９	議案第６９号	平成２６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１０	議案第７０号	平成２６年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１１	議案第７１号	平成２６年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１２	議案第７２号	平成２６年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第１３	議案第７３号	平成２６年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
第１４	議案第７４号	紀美野町福井町民運動場条例を廃止する条例について
第１５	議案第７５号	紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第１６	議案第７６号	紀美野町職員再任用条例の一部を改正する条例について

第１７　議案第７７号　紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

第１８　議案第７８号　紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

第１９　議案第７９号　和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

第２０　議案第８０号　人権擁護委員候補者の推薦について

第２１　議案第８１号　平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）について

第２２　議案第８２号　平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

第２３　議案第８３号　平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）について

○会議に付した事件

日程第１から日程第２３まで

○議員定数　１２名

○出席議員

議席番号	氏　名	
１番	南　昭和	君
２番	上柏　晥亮	君
３番	七良浴　光	君
４番	町田　富枝子	君
５番	田代　哲郎	君
６番	西口　優	君
７番	北道　勝彦	君
８番	向井中　洋二	君
９番	伊都　堅仁	君
１０番	美野　勝男	君
１１番	美濃　良和	君
１２番	小椋　孝一	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本　宏君
総務課長	牛居秀行君
企画管財課長	中谷嘉夫君
住民課長	増谷守哉君
税務課長	西岡秀育君
保健福祉課長	宮阪　学君
産業課長	大窪茂男君
建設課長	井村本彦君
総務学事課長兼教育次長	前田勇人君
生涯学習課長	岩田貞二君
会計管理者	西切博充君
水道課長	田中克治君
まちづくり課長	西岡靖倫君
美里支所長	西　敏明君
国体推進課長	南　秀秋君
代表監査委員	向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君

書　　　　 記 中 谷 典 代 君

開　会

○議長（小椋孝一君）　　　　規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成２７年第３回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前　９時００分）

○議長（小椋孝一君）　　　　これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君）　　　　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、７番、北道勝彦君、８番、向井中洋二君を指名します。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（小椋孝一君）　　　　日程第２、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長　美野勝男君　登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君）　　　　去る９月２日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から２９日までの２２日間とし、再開日は１５日、１８日、２５日及び２９日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は９月９日（水曜日）の午後３時までといたします。

全員協議会は９月８日（火曜日）本会議終了後、開催したいと思います。

次に、総務文教常任委員会を９月１１日（金曜日）午前９時３０分から、産業建設常任委員会を９月１０日（木曜日）午前９時から開催したいと思います。

次に、広報委員会を９月１８日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長　美野勝男君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　　　お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から９月２９日までの２２日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

５番、田代哲郎君。

○５番（田代哲郎君）　　　　決算審査特別委員会で決算の審議のあり方ですけど、従来は決算審査特別委員会に付託して審査を行ったんですが、今回は本会議で直接決算の質疑を行うというふうに聞いております。その件につき経緯について御質疑いたします。

○議長（小椋孝一君）　　　　議会運営委員長、美野勝男君。

○議会運営委員長（美野勝男君）　　　　ただいまの田代議員からの質疑がありました件につきまして、議会運営委員会において、その件についてはそれぞれの委員から意見を出していただきまして十分検討をいたしました。そして、その後、採決によって先ほどの発表のように決定をいたしました。いろんな理由はあるかと思いますが、議員定数も減ってきた状況、あるいは全員が参加することでそれぞれの議員の質疑においても認識をすることができるというような意見等々で決定をいたしました。

以上です。

○議長（小椋孝一君）　　　　ただいま議会運営委員長から報告のとおりであります。

これについて異議ある議員がございますので、採決します。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前　９時１０分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前　９時２４分）

○議長（小椋孝一君）　　　　議員の中から反対の意見がございましたので、この採決は起立によって行います。

本定例会の会期は、本日から９月２９日までの２２日間とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君）　　　　起立多数です。

　したがって、本定例会の会期は、本日から９月２９日までの２２日間とすることに決定しました。

◎日程第３　諸般の報告について

○議長（小椋孝一君）　　　　日程第３、諸般の報告を行います。

　監査委員から例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

　本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

　この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

　町長、寺本君。

（町長　寺本光嘉君　登壇）

○町長（寺本光嘉君）　　　　それでは、開会に当たりまして一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

　本日、紀美野町議会第３回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を始め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわりませず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼申し上げます。

　さて、先日の敬老会は、紀美野町誕生１０周年目の記念すべき敬老会でありましたが、皆様の御協力によりまして盛会裏に無事終了ことができました。まことにありがとうございました。

　また、本年は、町民癒しのコンサートにも力を入れまして、例年１カ所での開催でございましたが、ことしは紀美野町誕生１０周年ということもありまして２カ所での開催といたしたところでございますが、おかげさまで大変多くの皆様方に喜んでいただくことができました。

　また、去る９月６日には、苦節２０年待ちに待った国道３７０号のバイパス工事の小畑～下佐々間が完成並びに県道岩出野上線の接続区間及び龍光寺橋が同時に開通の運びとなりました。議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございました。これらの路線の開通によりまして、災害時の緊急輸送路の確保並びに救急救命に要する時間短縮、さらには交通の利便性及び安全性が図られ、まさに「命の道づくり」に大きな前進となりました。今後におきましても、町民の皆様や議員各位のお力添えをいただき、国道３７０号の未改良区間の早期完成と町内道路網

の整備に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、毎年全国で豪雨や台風による災害が発生し、多くの方々が被災されております。当町におきましても、７月１６日から１７日にかけて台風１１号が接近をいたしましたが、被害につきましては、何カ所かの道路の法面崩落はあったものの、人的被害がなく無事に対応することができました。

また、昨年、県が発表いたしました南海トラフの大地震及び３連動地震の被害想定を受け、紀美野町地域防災計画の見直しを進めておりましたが、本年７月３０日に開かれた地域防災会議を経て見直し後の地域防災計画を策定したところでございます。災害はいつ起こっても不思議ではなく、不断の心がけが重要であります。今後におきましても、引き続き緊張感を持って防災・減災に取り組み、災害への備えを強化してまいりたいと思っております。

また、国におきましては、先月４日に政府の「まち・ひと・しごと創生本部」が平成２８年度に新設する新型交付金の自治体への支援額を約１，０００億円とする制度の概要を決定いたしました。内閣府などが財務省に提出する来年度の概算要求に盛り込むこととなっております。事業費ベースでは約２，０００億円の規模となる見通しで、来年３月末までに地方版の総合戦略を作成した都道府県と市町村が対象とされております。当町におきましても、現在、「紀美野町創生総合戦略」の作成に取り組んでいるところでございますが、この新型交付金を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、報告事項といたしまして、先月５日には知事室におきまして県知事に対しまして平成２８年度の県予算編成及び施策の策定に関する本町の要望活動を行ったところでございます。

また、紀の国わかやま国体の開催まで１カ月を切ってまいりました。紀美野町は、ホッケー競技の本会場となりますが、多くの選手の方々や競技役員の皆様、そして全国各地から来られる観客の皆様方に心のこもったおもてなしができるように、国体推進課を中心として全職員が一丸となり準備を進めてまいったところでございます。いよいよ寸前に迫ったわかやま国体の成功に向け、さらなる取り組みの強化を図ってまいります。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第６４号から議案第８３号までの２０件であります。

平成２６年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の承認をいただく案件が１０件、条例の廃止に係る案件が１件、条例の一部改正に係る案件が４件、和歌山県市町村

総合事務組合規約の一部改正する規約が１点、人権擁護委員候補者の推薦についての案件が１点、平成27年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が３件であります。

一般会計補正予算関連につきましては、主なものとして、歳入については、普通交付税の額の確定による増額分として４億１，６２６万７，０００円の計上を初め、地域おこし協力隊受け入れ体制・サポート体制モデル事業に対する国庫委託金として１３３万２，０００円、自主防災組織の資機材を充実させるための補助金に対する県補助金として２２５万円、臨時財政対策債の枠の確定による増額分として２，５８２万５，０００円などそれぞれ増額計上しております。

次に、歳出では、役場本庁舎外壁改修事業費として１，４４０万円、防火水槽設置事業費として７４０万円、自主防災組織の資機材を充実させるための補助金として４５０万円など歳入歳出それぞれ５億８，３４２万５，０００円の増額補正となっております。

この後、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

（町長　寺本光嘉君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　次に、一般質問の通告は、９月９日午後３時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第　４　議案第６４号　平成２６年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第　５　議案第６５号　平成２６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第　６　議案第６６号　平成２６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第　７　議案第６７号　平成２６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第　８　議案第６８号　平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第　９　議案第６９号　平成２６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１０　議案第７０号　平成２６年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１１　議案第７１号　平成２６年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１２　議案第７２号　平成２６年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小椋孝一君）　日程第４、議案第６４号、平成２６年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第５、議案第６５号、平成２６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第６、議案第６６号、平成２６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第７、議案第６７号、平成２６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第８、議案第６８号、平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第９、議案第６９号、平成２６年度紀美野のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１０、議案第７０号、平成２６年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１１、議案第７１号、平成２６年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第１２、議案第７２号、平成２６年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、一括議題とします。

説明を願います。会計管理者、西切君。

（会計管理者　西切博充君　登壇）

○会計管理者（西切博充君）　それでは、議案書の１ページをごらんください。ただいま一括議題とされました議案第６４号から議案第７２号までの説明をさせていただきます。説明は款項について執行額のみ読み上げさせていただきます。詳細につきましては、事項別明細書及び主要施策の成果説明を御参照いただきたいと思います。

なお、本決算につきましては、過日、監査委員による決算審査を実施していただいております。

議案第６４号、平成２６年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第２３３条第３項の規定により標記決算を別冊により別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

なお、以下、議案第６５号から議案第７２号までの朗読は省略させていただきます。

それでは、別冊の平成２６年度紀美野町決算書、２ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、町税の収入済額は８億３，４３３万３，０２５円で、１項、町民税の収入済額が３億４，５３３万３１０円、不納欠損額１６０万３，１４５円、収入未済額８３６万３，５４０円、２項、固定資産税の収入済額が４億３，７９９万３，２８６円、不納欠損額２２４万８，１００円、収入未済額１，７３１万５，７５５円、３項、軽自動車税の収入済額が３，０２７万１，４６６円、不納欠損額が４０万２，１００円、収入未済額が２３７万６，８２６円、４項、市町村たばこ税の収入済額２，０４２万１，６８８円。５項、入湯税の収入済額が３１万６，２７５円でございます。

２款、地方譲与税は６，７５４万２，０００円で、１項、地方揮発油譲与税が２，０２２万４，０００円。２項、自動車重量譲与税が４，７３１万８，０００円。

３款、利子割交付金は３３１万６，０００円。

４款、配当割交付金は１，１０８万円。

５款、株式等譲渡所得割交付金は５２８万円。

６款、地方消費税交付金は１億１０１万１，０００円。

７款、ゴルフ場利用税交付金は３，３２０万３，１６９円。

８款、自動車取得税交付金は８４６万７，０００円。

９款、地方特例交付金は２１４万６，０００円。

１０款、地方交付税は４０億４，８１９万３，０００円。

１１款、交通安全対策特別交付金は９３万４，０００円。

１２款、分担金及び負担金は３，５４８万７，８６１円で、１項、分担金が２０４万４，６６１円、２項、負担金が３，３４４万３，２００円でございます。

次のページをお願いします。

１３款、使用料及び手数料は８，４９３万４，８８９円で、１項、使用料が４，４０１万６，１４０円、収入未済額が５３４万９，９００円。２項、手数料が４，０９１万８，７４９円でございます。

１４款、国庫支出金は６億２，００５万８６円で、１項、国庫負担金が１億７，３８７万８６８円。２項、国庫補助金が４億３，４７４万円、収入未済額が６，３８１万２，０

００円。３項、国庫委託金が１，１４３万９，２１８円でございます。
　１５款、県支出金は３億７，６８５万９，３８８円で、１項、県負担金が１億７，６８７万２，８３８円。２項、県補助金が１億７，１０４万２，４８８円。３項、県委託金が２，８９４万４，０６２円でございます。
　１６款、財産収入は２，５１５万５，０２６円で、１項、財産運用収入が１，２９８万８，９０５円、２項、財産売払収入が１，２１６万６，１２１円でございます。
　１７款、寄附金は、ふるさとまちづくり応援寄附金の３万円でございます。
　１８款、繰入金は２億９，３０９万１，８０１円で、各基金からの繰り入れでございます。
　１９款、繰越金は前年度繰越金５億１，６０３万３，７０８円のうち、繰越明許分は２，１０２万２，０００円で、実質収支分が４億９，５０１万１，７０８円でございます。
　２０款、諸収入は１億２，３８６万１，４５９円で、１項、延滞金・加算金及び過料が１２７万６，２７２円。２項、町預金利子が５４万４，０４２円。３項、貸付金元利収入が６，７５０円。４項、雑入は１億２，０６８万２，５６５円。５項、受託事業収入が１３５万１，８３０円でございます。
　２１款、町債が１０億７，８３２万９，０００円、収入未済額が４１０万円でございます。
　次のページをお願いします。
　歳出でございます。
　１款、議会費の支出済額が９，６９１万６６７円でございます。
　２款、総務費の支出済額が７億２，９０２万７，１７５円で、１項、総務管理費が５億６，９０２万９，７６２円、翌年度繰越額２，６１２万円。２項、徴税費が１億１，４１５万２，２６８円。３項、戸籍住民基本台帳費が２，２４３万１，５７６円。４項、選挙費が１，９８４万８，６８７円。５項、統計調査費が３２８万２，３８２円。６項、監査委員費が２８万２，５００円でございます。
　３款、民生費は１５億４，２０９万２，３３６円で、１項、社会福祉費が１１億９，１３０万５，０３６円、翌年度繰越額が３５０万円でございます。２項、児童福祉費が３億５，０６５万７，３００円、翌年度繰越額が１，９７７万円。３項、災害救助費が１３万円でございます。
　４款、衛生費は１２億８，３９５万７，００３円で、１項、保健衛生費が６億６，７０

８万５，２９１円。２項、清掃費が６億１，６８７万１，７１２円でございます。

５款、農林水産業費は４億４，４４５万８，１８４円で、１項、農業費が３億６，８４４万６，１４６円で、翌年度繰越額が６８０万円でございます。２項、林業費が３，４４５万２１４円。３項、水産業費が３０５万円。４項、山村振興費が３，８５１万１，８２４円、翌年度繰越額が２００万円でございます。

６款、商工費は５，２０７万６，８２４円で、翌年度繰越額が１，２０８万円でございます。

７款、土木費が６億７，０６８万１，５９０円で、１項、土木管理費が２，５２０万９，８１４円で、翌年度繰越額が２４５万円。２項、道路橋梁費が４億９，２１１万３，０３６円。３項、住宅費が１億１，８２９万５，２０４円。４項、公園費はくすのき公園の管理運営費の１，０３８万９，４８４円。５項、建設残土処理が２，４６７万４，０５２円でございます。

８款、消防費は５億２７１万５，７４５円で、繰越額が４１２万円でございます。

次のページをごらんください。

９款、教育費は４億６，５９４万７，６９１円で、１項、教育総務費が１億１，４６７万６，１５１円で、翌年度繰越額が８３万２，０００円。２項、小学校費が６，８９２万２，３６８円。３項、中学校費が２，７８８万２１８円。４項、社会教育費が１億５，２３０万３，８０８円。５項、保健体育費が１億２１６万５，１４６円でございます。

１０款、災害復旧費は２，２５６万３，３６０円で、１項、公共土木施設災害復旧費が１，４７５万６，０４０円。２項、農林水産業施設災害復旧費が７８０万７，３２０円。

１１款、公債費は１５億５，８０６万２，５５８円で、元金と利子の償還分でございます。

１２款、諸支出金は３億５，４０３万１，７６１円で、全て基金の積み立てでございます。

１５２ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額８２億６，９３３万８，４１２円、歳出総額７７億２，２５２万４，８９４円、歳入歳出差引額５億４，６８１万３，５１８円、繰越明許費、繰越額が９７６万円となるため、実質収支額は５億３，７０５万３，５１８円でございます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

１５４ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、国民健康保険税の収入済額は２億４，５２５万２，１３４円で、不納欠損額が３８４万２，９５４円、収入未済額が３，３３２万６，８４２円。

２款、使用料及び手数料は督促手数料の３万６，５９９円。

３款、国庫支出金は４億２，８８８万７，１７６円で、１項、国庫負担金が２億７，０５０万９，１７６円。２項、国庫補助金が１億５，８３７万８，０００円。

４款、療養給付費等交付金が９，３６３万６，７４９円。

５款、前期高齢者交付金が３億７，２２９万７，７３６円。

６款、県支出金は９，３６９万１９１円で、１項、県負担金が１，１２４万６，１９１円、２項、県補助金が８，２４４万４，０００円でございます。

７款、共同事業交付金は２億１，０１６万７，８０４円。

８款、財産収入は基金の預金利息１万４５１円。

９款、諸収入は４０４万９，３６６円で、１項、延滞金及び過料が７８万７，８２１円、２項、雑入が３２６万１，５４５円でございます。

１０款、繰入金が２億１，１３６万５，２０６円で、一般会計繰入金が１億１，８９７万２，０００円、保健基盤安定繰入金が４，８６１万９，２０６円、財政調整基金繰入金が４，３７７万４，０００円でございます。

１１款、繰越金が４，７０４万１，５９２円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

１款、総務費の支出済額が７０３万２，５０４円で、１項、総務管理費が５７０万７，４３１円。２項、徴税費が１２３万６，３１３円。３項、運営協議会費が８万８，７６０円。

２款、保険給付費は１０億８，１３４万９，９８０円円で、１項、一般被保険者療養諸費が８億６，５９０万５，２４３円。２項、退職被保険者療養諸費が７，３６８万２，４６４円。３項、審査支払手数料が２００万９，５１１円。４項、高額療養費が１億３，６０３万１，０８２円。５項、移送費がゼロ円。６項、出産育児諸費が３３６万１，６８０円。７項、葬祭費が３６万円でございます。

３款、後期高齢者支援金等は１億６，４４０万３，２８８円。

４款、前期高齢者納付金等は１２万６，８９７円。

５款、老人保健拠出金は７，９０８円でございます。

６款、介護納付金が７，３８４万４，３３６円。

７款、共同事業拠出金が１億７，８２８万４，３９７円。

８款、保険事業費が１，９５８万２，２０２円で、１項、特定健康診査等事業費が９５１万５５円。２項、保険事業費が１，００７万２，１４７円でございます。

９款、諸支出金は８，６４０万８，６３８円で、１項、償還金及び還付加算金が１，３１５万７，３７７円。２項、繰出金が厚生病院、各診療所へ４，９７２万円。３項、基金費が２，３５３万１，２６１円、国保財政調整基金への積み立てでございます。

１８０ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１７億６４３万５，００４円。歳出総額１６億１，１０４万１５０円。歳入歳出差引額が９，５３９万４，８５４円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、１８２ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、診療収入の収入済額が４，６９６万５，５３９円。

２款、使用料及び手数料は４２万３，７８０円。

３款、繰入金が２，６９６万円で、一般会計から１，８００万円、調整交付金から８９６万円でございます。

４款、繰越金が３９３万４，８２５円。

５款、諸収入は２６万６，７８０円で、保険外収入と雑入でございます。

６款、県支出金は１２６万９，０００円でございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

１款、総務費の支出済額は４，３８７万７，５７９円。

２款、医業費が２，８９７万８５１円でございます。

１９４ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額７，９８１万９，９２４円、歳出総額７，２８４万８，４３０円、歳入歳出差引額６９７万１，４９４円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、１９６ページをお願いします。

平成２６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、保険料の収入済額が９，０６０万４，１５０円、収入未済額が１２５万２，３００円でございます。

２款、使用料及び手数料は６，４５０円でございます。

３款、繰入金は２億２，４３４万２５６円で、一般会計からの繰り入れでございます。

４款、繰越金は１９７万７，８７８円で、前年度からの繰越金でございます。

５款、諸収入は２，７０３万２，８０９円で、１項延滞金・加算金及び過料が１万９，２００円。２項、雑入が２，７０１万３，６０９円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

１款、総務費の支出済額が１，６３９万４，６３４円で、１項、総務管理費が１，５３８万２，７５５円。２項、徴収費が１０１万１，８７９円でございます。

２款、後期高齢者医療広域連合納付金が３億２，５１５万１，４８５円。

３款、諸支出金が４０万１，９００円でございます。

２０８ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額３億４，３９６万１，５４３円、歳出総額３億４，１９４万８，０１９円、歳入歳出差引額が２０１万３，５２４円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、２１０ページをごらんください。

平成２６年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、介護保険料の収入済額が２億４，９５２万３，８５３円で、不納欠損額が４８万５，６５０円、収入未済額が２９５万９，７４７円でございます。

２款、使用料及び手数料は、督促手数料の７，４５０円。

３款、国庫支出金は４億３，３８５万６，６７０円で、１項、国庫負担金が２億７，３９３万４，９４０円。２項、国庫補助金が１億５，９９２万１，７３０円でございます。

４款、支払基金交付金は４億４，６８１万２，０００円。

５款、県支出金は２億３，１４４万４，３６５円で、１項、県負担金が２億２，５９９万３，０００円。２項、県補助金が５４５万１，３６５円でございます。

６款、繰入金が２億１，９９４万２，８０５円で、１項、一般会計繰入金が２億１，３９７万５，８１５円。２項、基金繰入金が５９６万６，９９０円でございます。

７款、繰越金は前年度繰越金３，２７４万１８０円。

８款、諸収入は７９５万７，７４６円で、１項、延滞金加算及び過料は３万７，４００円、２項、雑入が７９２万３４６円でございます。

９款、町債は財政安定化基金貸付金の２，００６万３，０００円。

１０款、財産収入は基金の預金利息の１，４９１円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

１款、総務費の支出済額が２，６３１万３，３４８円で、１項、総務管理費が１，３１５万３，１７９円。２項、徴収費が９３万３，２７３円。３項、介護認定審査会費が１，２２０万２，８９６円。４項、地域密着型サービス運営委員会費が２万４，０００円でございます。

２款、保険給付費は１５億３，５１１万３，２０７円で、１項、介護サービス等諸費が１３億２，８０７万５，７７６円。２項、介護予防サービス等諸費が６，６４６万２，２１２円。３項、その他諸費が１３０万６，３６０円。４項、高額介護サービス等諸費が３，６１０万２，２２９円。５項、高額医療合算介護サービス等諸費が５１４万２７０円。６項、特定入所者介護サービス等費が９，８０２万６，３６０円でございます。

３款、地域支援事業費は２，９３２万５，５８８円で、１項、介護予防事業費が８５６万２，９８２円。２項、包括的支援事業・任意事業費が２，０７６万２，６０６円でございます。

４款、諸支出金が２，０４０万４，２２１円で、保険料支払金２５万円と過年度返還金の２，０１５万４，２２１円でございます。

５款、公債費は、財政安定化基金償還金の２，３６３万円でございます。

６款、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の１，４９１円でございます。

２３６ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１６億４，２３４万９，５６０円。歳出総額１６億３，４７８万７，８５５円歳入歳出差引額が７５６万１，７０５円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、２３８ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、使用料及び手数料の収入済額が３，７５８万９，３７２円で、ふれあい公園施設使用料とふれあい館の使用料でございます。

２款、財産収入は１万５，９３３円で、基金の利息でございます。

３款、繰入金はゼロ円でございます。

４款、繰越金は１１３万３，３９５円で、前年度繰越金でございます。

５款、諸収入は２３万７，７５９円で、１項、受託事業収入は、県営施設受託事業収入９万７，８４８円。２項、雑入はごみ袋代等の１３万９，９１１円でございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

１款、総務費の支出済額は３，５０２万３，５１２円。

２款、諸支出金は財政調整基金に５８万２，９３３円を積み立てました。

２５０ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額３，８９７万６，４５９円、歳出総額３，５６０万６，４４５円、歳入歳出差引額３３７万１４円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、２５２ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

２款、使用料及び手数料は８51万５，２４０円で、収入未済額が２７万１，５４０円でございます。

３款、繰入金は一般会計から１，７５８万円でございます。

４款、繰越金は前年度繰越金の３７万７，４５１円でございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

１款、総務費の支出済額が１，２２０万６，６７０円でございます。

２款、公債費は１，４１４万３，１４６円で、元金と利子の償還分でございます。

２６２ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額２，６７４万２，６９１円、歳出総額２，６３４万９，８１６円、歳入歳出差引額が３９万２，８７５円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、２６４ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、使用料及び手数料の収入済額が３，９０９万７，０１２円で、１項、使用料が３，９０９万４，０１２円、収入未済額が３４１万８，２２５円。２項、手数料が３，０００円でございます。

２款、分担金及び負担金が、給水加入負担金の５万４，０００円でございます。

３款、繰入金は、一般会計から１７２万７，０００円でございます。

４款、諸収入は７万３，５５４円でございます。

５款、繰越金が１，７３７万１，４３７円でございます。

次のページをお開きください。歳出でございます。

１款、衛生費の支出済額が３，９０９万２，３６７円。

２款、公債費は６９０万６，００８円で、長期債の元金と利子でございます。

続きまして、２７４ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額５，８３２万３，００３円、歳出総額４，５９９万８，３７５円、歳入歳出差引額が１，２３２万４，６２８円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、２７６ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

１款、使用料及び手数料の収入済額が６，５６２万３，８１０円で、１項、使用料は、水道使用料の６，５５９万３，１８０円で、収入未済額が１６０万２，２９６円でございます。２項、手数料が３万円でございます。

２款、分担金及び負担金が３２万４，０００円で、給水加入負担金でございます。

３款、繰入金は３，６５１万円で、一般会計からの繰り入れでございます。

４款、諸収入は６３２万６２０円でございます。

５款、繰越金は、前年度繰越金の１０６万１，７５２円。

６款、県支出金は４万３，６４８円でございます。

次のページをごらんください。歳出でございます。

１款、衛生費の支出済額が７，０２３万２，９４１円でございます。

２款、公債費は３，８５７万８，１１８円で、元金及び利子償還分でございます。

２８８ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額１億９８８万３，８３０円、歳出総額１億８８１万１，０５９円、歳入歳出差引額１０７万２，７７１円で、実質収支も同額でございます。

続きまして、財産に関する調書でございます。２９０ページをお開きください。

財産に関する調書は町の平成２７年３月３１日での財産の状況を記載しています。

１、公有財産の土地及び建物は、道路、橋梁、河川等を除く土地、建物の状況を記載しております。決算年度中の増減では、表中ほどの公共用財産、その他の施設８１０㎡は、旧志賀野小学校用地として借用していました土地を購入しました。その下の山林マイナス２，９４０㎡の減は、大角地区の山林を売却したものでございます。最下段の雑種地ほかのマイナス２４９㎡の減は、旧志賀野小学校の土地購入分と、野中地区及び大角地区の土地の売却分でございます。建物では、木造の公営住宅５７２㎡の増は、福井第１団地解体と福井第３団地新築によるものでございます。

次のページの非木造の部分です。消防施設の１７㎡の増は、第７分団消防格納庫の解体と新築に伴うものでございます。同じく学校のマイナス６３６㎡の減は、小川保育所

の解体によるものでございます。その下のその他の施設１㎡は、小西公衆トイレ解体と新築に伴うものでございます。

次に、２９６ページをお開きください。

（２）の山林は、大角地区の土地売却分マイナス２，９４０㎡の減でございます。

（３）有価証券の変更分については、株式会社サイバーリンクスの持ち株分の増加で、年度末現在高が８８万７，０００円でございます。

（４）出資による権利ですが、表中ほどのふるさと公社出資金は、当公社解散による清算が終了しましたので、現在高はゼロ円となっております。ほかのものについては変動ございません。

次のページをごらんください。２９７ページです。

２、物品でございますが、自動車等の増減を記載しております。老朽化に伴う買いかえやリースに移行したものでございますが、詳細な説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

２９９ページをごらんください。

３、債権でございます。

１件目、災害援護資金県費貸付金は変動ございません。

２件目の土地開発公社に対する貸付金も変動はございません。

３件目、旧美里町歳計外資金損害賠償及び損害金については、利息分８６７万８，０００円の増で、年度末現在高が２億６４５万８，０００円でございます。

次のページをお開きください。

４、基金でございます。残高のみ読み上げさせていただきます。単位は１，０００円でございます。

一般会計財政調整基金は１０億５，４６２万７，０００円、減債基金３，０８５万円、上芝貞夫文化教育振興基金３，６８０万８，０００円、ふるさと創生基金２６０万５，０００円、福祉基金１，１７８万９，０００円、河川浄化推進事業基金１，６８０万２，０００円、中山間ふるさと水と土保全基金２，０５０万７，０００円、土地開発基金の不動産の増減はございませんが、現金で３，９２２万７，０００円、美里の湯かじか荘基金３２万５，０００円、水産業振興基金残金ゼロ、地域振興基金、これも残金はゼロでございます。地上デジタル放送中継施設基金８，５６６万６，０００円、ふるさとまちづくり応援基金３２６万３，０００円、合併振興基金９億７，９５８万３，０００円、国民健康保

険財政調整基金２５６万円、国民健康保険出産費資金貸付基金は増減なく９６万円、ふれあい公園運営事業財政調整基金３，５９９万１，０００円、介護給付費準備基金、残金ゼロ、瀬藤敏宏・千津子学校及び保育所環境整備促進基金６６６万６，０００円、基金の現金の合計残高は２３億２，８２２万９，０００円でございます。

簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。十分御審査の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（会計管理者　西切博充君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　　　説明が終わりましたので、監査結果について、報告願います。

代表監査委員、向江君。

（代表監査委員　向江信夫君　登壇）

○代表監査委員（向江信夫君）　　　　ただいま会計管理者から平成２６年度の決算について報告がございましたので、私から監査報告をさせていただきます。

１１ページから１２ページをごらんください。

平成２７年８月６日から２６日にかけて、当役場において、伊都監査委員と私の２人で監査を行いました。

意見書は次のとおりです。

平成２６年度紀美野町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第２３３条第２項の規定により、平成２６年度紀美野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりです。

審査対象は、平成２６年度紀美野町一般会計及び８つの特別会計決算及び関係帳簿等です。個々に監査報告を申し上げるのが本当でございますが、一括して監査の総括的意見で御勘弁をお願い申し上げます。

各会計の予算額及び収入支出済額は、関係帳簿により出納書類を余すところなく照査の上、その内容についても慎重に審査した結果、本決算は正確であるものと認められました。

ただし、町税、住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料、水道保険料などの滞納額全体は、若干ではあるが減少し、誠意努力されていることが認められるが、今後も公正負担の原則から、さらなる努力をお願いいたします。

借地料は、福井町民運動場駐車場の借地返還などに伴い減少しています。引き続き地権者と十分話し合いを行い、借地の解消に努めていただきますようお願いします。

野上簡易水道事業につきましては、有収率が年々低下していることも踏まえ、水道施設の整備及び維持管理の適正化に努め、安定的な給水の確保に努められるようお願いいたします。

経常収支比率等の財政指標は改善しています。これは地方債の繰上償還により地方債残高が減少したことや、事業の見直しによる経費削減によるもので、健全化に向けた取り組みが進行しつつあります。しかしながら、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費や老朽化した公共施設の更新などの財政需要が増加することが見込まれます。

つきましては、引き続き将来にわたる健全財政の維持に努力され、まちづくりを一層推進されることを期待いたします。

平成２７年８月２６日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、伊都堅仁。

以上で、平成２６年度紀美野町一般会計・特別会計の決算審査の報告を終わらせていただきます。

続きまして、２２ページをお開きください。

基金の運用状況の審査意見書です。

地方自治法第２４１条第５項の規定により基金について審査したところ、その運用状況に問題なく、また預金証書の額面、利息計算書、その他証票書類が符号したので適正であるものと認められました。

平成２７年８月２６日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、伊都堅仁。

続きまして、２５ページから２６ページをごらんください。

平成２６年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について報告いたします。

町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

経営健全化判断比率、野上簡易水道事業会計、美里簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、野上簡易水道事業会計、美里簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にありません。

平成２７年８月２６日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、伊都堅仁。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

（代表監査委員　向江信夫君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１０時３２分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５８分）

◎日程第１３　議案第７３号　平成２６年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（小椋孝一君）　日程第１３、議案第７３号、平成２６年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について議題とします。

説明を願います。水道課長、田中君。

（水道課長　田中克治君　登壇）

○水道課長（田中克治君）　議案第７３号、平成２６年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について。

地方公営企業法第３２条第２項の規定により、利益を処分したいので議決を求めるとともに、同法第３０条第４項の規定により、標記決算を別冊により別紙監査委員の意見書（写）をつけて議会の認定に付する。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

別冊の紀美野町上水事業決算書の１ページをお願いします。

平成２６年度紀美野町上水道事業決算報告書。

（１）収益的収入及び支出でございます。

まず収入でございます。第１款、水道事業収益で決算額１億１，３５８万１，９３０円、予算額に対し決算額の増減は２２３万７０円の減額でございます。

第１項、営業収益、決算額１億６４２万３，５２６円で、予算額に対し３３５万５，４７４円の減でございます。

第２項、営業外収益では、決算額７１５万８，４０４円、予算額に対し１１２万５，４０４円の増でございます。

次に支出でございます。第１款、事業費用の決算額１億１，０５１万２，９５０円で、不用額が１７０万７，０５０円でございます。

第１項、営業費用、決算額９，７５４万８，２１９円で、不用額が５６万７，７８１円。

第２項、営業外費用で決算額１，１０５万２，７３１円で、不用額が８２万４，２６９円。

第３項、予備費では、決算額ゼロ円で、不用額が３１万５，０００円。

第４項、特別損失で決算額１９１万２，０００円でございます。賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額でございます。

続きまして、２ページをお願いします。

（２）資本的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、第１款、資本的収入の決算額が１，０４３万７，２００円、予算額に対し８０万１，８００円の減。

次に、支出でございます。

第１款、資本的支出決算額２，９２４万３，８６９円、不用額が１，３６０万６，１３１円。

第１項、建設改良費では、決算額１，５７６万５，８４０円で、不用額が１，３６０万５，１６０円。

第２項、企業債償還金が決算額１，３４７万８，０２９円で、不用額９７１円でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額１，８８０万６，６６９円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額４３万１，８４０円、過年度分損益勘定留保資金１，８３７万４，８２９円で補填いたしました。

続きまして、３ページをお願いします。

平成２６年度紀美野町上水道事業損益計算書でございます。

１、営業収益では、給水収益が９，７８８万6，２０１円、（2）受託工事収益はございません。（3）その他営業収益が８９万8，２４１円、営業収益の合計といたしまして9，８７８万4，４４２円でございます。

２、営業費用、（1）原水及び浄水費が1，４９４万8，４６５円、（2）配水及び給水費が2，９２４万9，４６２円、（3）受託工事費はゼロ円でございます。（4）の業務及び総係費が2，４９３万3，０１１円、（5）減価償却費が2，３８６万3，９１８円、（6）資産損耗費１６９万７４７円でございます。（7）その他営業費用はゼロ円で、営業費用の合計といたしまして9，４６８万5，６０３円となります。営業収益の9，８７８万4，４４２円から営業費用9，４６８万5，６０３円を差し引きまして営業利益が４０９万8，８３９円でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

３、営業外収益、（1）受取利息及び配当金が9万6，５５２円、（2）補助金１４万6，３７４円、（3）雑収益が３０７万8，２７６円、（4）長期前受金戻入が３５９万1，４５０円で計６９１万2，６５２円でございます。

４、営業外費用では、（1）支払利息５４９万1，３５１円、これは企業債の利息でございます。（2）雑支出が９７万1，０００円、営業外費用計６４６万2，３５１円となり、４５万３０１円の増でございます。経常利益といたしましては４５４万9，１４０円でございます。

５、特別損失では、（1）その他特別損失１９１万2，０００円、これは賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額です。

当年度純利益は２６３万7，１４０円、前年度繰越利益剰余金が1億5，１９９万2，００５円で、その他未処分利益剰余金変動額8，０１９万1，１４３円で、当年度未処分利益剰余金が2億3，４８２万２８８円でございます。

続きまして、5ページをお願いします。

平成２６年度紀美野町上水道事業剰余金計算書でございます。

まず、資本金でございます。

平成２６年度より地方公営企業会計制度の見直しによって自己資本金と借入資本金に区分し、借入資本金を流動負債に計上することとなりました。自己資本金、昨年度末残高2億1，５０８万６５８円、処分後残高、当年度残高ともに2億1，５０８万６５８円でございます。借入資本金、前年度末残高2億6，３０３万6，７４８円、処分後残高2

億６，３０３万６，７４８円、借入資本金を負債への振りかえにより当年度変動額２億６，３０３万６，７４８円、当年度末残高ゼロ円でございます。

続きまして、資本剰余金でありますが、国・県補助金として、前年度末残高が３２万８，０００円、処分後残高３２万８，０００円、当年度変動額は長期前受金への振りかえにより当年度末残高ゼロ円でございます。工事負担金、前年度末残高が１億４，１２５万３，６６６円、処分後残高１億４，１２５万３，６６６円、当年度変動額は長期前受金への振りかえにより当年度末残高ゼロ円でございます。資本剰余金合計が１億４，１５８万１，６６６円で、処分後残高１億４，１５８万１，６６６円、当年度変動額１億４，１５８万１，６６６円で、当年度末残高ゼロ円。

利益剰余金でありますが、減債積立金として前年度末残高が３００万円でございます。前年度処分額が５０万円、議会の議決による処分額５０万円、積立金の積み立てが５０万円で、処分後残高としまして３５０万円です。

建設改良積立金はございません。

前年度処分額で積立金の積み立て５０万円の減少で、処分後残高１億５，１９９万２，００５円、当年度変動額としまして長期前受金の収益化及び当年度純利益を合わせまして８，２８２万８，２８３円、当年度末残高は２億３，４８２万２８８円でございます。

利益剰余金合計で前年度末残高が１億５，５４９万２，００５円、処分後残高が１億５，５４９万２，００５円でございます。当年度変動額が８，２８２万８，２８３円、当年度末残高は２億３，８３２万２８８円でございます。

資本合計では、前年度末残高が７億７，５１９万１，０７７円、処分後残高が７億７，５１９万１，０７７円、当年度変動額３億２，１７９万１３１円の損失で、当年度末残高が４億５，３４０万９４６円でございます。

続きまして、６ページをお願いします。

平成２６年度紀美野町上水道事業剰余金処分計算書（案）といたしまして、当年度末残高、未処分利益剰余金２億３，４８２万２８８円、減債積立金に５０万円計上し、処分後残高２億３，４３２万２８８円となります。

７ページをお願いします。

平成２６年度紀美野町上水道事業貸借対照表でございます。

平成２７年３月３１日現在でございます。

資産の部、１、固定資産、（１）有形固定資産として、イ土地が１，２６６万７０９

円、ロ建物２，２０４万３，２２８円、減価償却累計額を差し引きし７１８万５２０円となります。ハの構築物９億７，３４２万３，０１２円、減価償却累計額を差し引きまして５億６４７万７，２７４円、ニ機械及び装備については１億２，４７５万２，１３７円でありまして、減価償却累計額を差し引きまして１，６７３万１，７２１円となります。ホ車両及び運搬具については、減価償却累計額を差し引き１３０万４，２３４円となります。ヘ工具器具及び備品についても、減価償却累計額を差し引き５８万９，１６０円となります。

有形固定資産合計及び固定資産合計が５億４，４９４万３，６１８円でございます。

次に、２流動資産でございます。（１）現金預金は、平成２６年３月末で２億３，４０５万８，３２５円でございます。（２）未収金が６６０万７，８８７円、（３）貯蔵品が３０万５，４３４円、その他流動資産がゼロ円でございます。

流動資産合計が２億４，０９７万１，６４６円で、資産合計といたしまして７億８，５９１万５，２６０円でございます。

続きまして、８ページをお願いします。

負債の部、３、固定負債、（１）企業債２億３，５２８万８，８３４円、固定負債合計が同じく２億３，５２８万８，８３４円。

４流動負債、（１）企業債１，４３６万９，８８５円、（２）未払金７８１万１，８６２円、（３）賞与・法定複利修繕引当金が７４４万２，０００円でございます。（４）その他流動負債が２０万１，４６４円、流動負債合計が２，９７２万５，２１１円でございます。

５、繰延収益、長期前受金１億５，１２８万２，８６６円、長期前受金収益化累計額８，３７８万２，５９３円の減、繰延収益合計６，７５０万２７３円です。

続きまして、９ページをお願いします。

資本の部、６、資本金、（１）自己資本金でイ固有資本金、ロ繰入資本金、ハ繰入資本金で自己資本金合計２億１，５０８万６５８円でございます。

７、剰余金、（１）利益剰余金、減債積立金、ロ当年度末未処分利益剰余金で利益剰余金合計といたしまして２億３，８３２万２８８円でございます。資本合計４億５，３４０万９４６円、負債資本合計７億８，５９１万５，２６４円でございます。

続きまして、１２ページをお願いします。

平成２６年度紀美野町上水道事業報告書でございます。

１、概況として、（１）総括事業営業で給水人口が平成２６年度末におきまして５，１２８人で前年度より８３人の減となっております。

配水量の総量で６３万３３立方メートル、前年度と比較しまして２万１，７６６立方メートルの減となっています。１日最大が１，９１０立方メートルで、前年度より１７立方メートルの増でございます。１日の平均が１，７２６立方メートルで、前年度より６０立方メートルの減です。

有収水量が５８万８，１１４立方メートルで、前年度より２万４，５７７立方メートルの減でございます。有収率が平成２６年度は９３．３％で、前年度より０．７％減少してございます。

（２）水道事業会計議会議決事項といたしまして、議案第７２号は、平成２６年度紀美野町上水道事業会計当初予算、平成２６年３月３日に提出いたしまして、２０日に議決をいただきました。議案第１３２号は、平成２６年度の第１号補正予算として平成２６年１１月２８日に提出、１２月１２日に議決を賜りました。議案第３７号は、平成２６年度の補正予算第２号、平成２７年３月３日に提出、３月１７日に議決を賜りました。

（３）職員に関する事項でございます。平成２７年３月３１日現在で事務吏員２名、技術吏員２名で計４名でございます。

続きまして、１３ページをお願いします。

２、工事でございます。（１）建設改良工事の概況で３件の新設、移設工事を施工いたしました。工事の２件は、国道３７０号線道路改良工事に伴う配水管移設、布設工事で、動木、小畑各１地区でございます。もう１件は、町道平中通り２号線配水管移設工事で、動木地区でございます。

保存工事の概況はございません。

次に、１４ページ、１５ページでございますが、３、業務に関しては、先ほど説明申し上げました総括事業と同じ内容でございますので省略させていただきます。

続きまして、１６ページをお開き願います。

４、会計、（１）重要契約の要旨でございます。契約年月日、平成２６年９月１日、契約金額３１３万２，０００円、紀美野町水道ビジョン策定業務委託です。相手は、日本水工設計株式会社和歌山事務所です。

次に、契約年月日、平成２６年９月１１日、契約金額１４５万１，５２０円、国道３７０号線道路改良工事に伴う配水管移設工事、小畑地区でございます。契約の相手は野

上建設、次に、契約年月日、平成２６年１０月２７日、契約金額１７６万４，７２０円、国道３７０号線道路改良に伴う配水管移設工事、動木地区でございます。契約の相手が松江建設です。

次に、契約年月日、平成２６年１０月２７日、契約額１，２５４万９，６００円、平中通り２号線道路配水管移設工事、動木地区でございます。契約の相手は、株式会社の野上建設でございます。

工事の概況につきましては、１３ページに工事内容を記載しております。

（２）企業債及び一時借入金の概況でありますが、イ企業債につきましては、前年度末残高が２億６，３０３万６，７４８円で、本年度の借入額はございません。本年度償還額が１，３４７万８，０２９円で、本年度末残高が２億４，９５５万８，７１９円となってございます。

続きまして、１７ページをお開き願います。

平成２６年度紀美野町上水事業キャッシュ・フロー計算書です。

現金や預金などのお金の流れで事業の実態をあらわすものです。

１、業務活動によるキャッシュ・フローは、原材料商品等購入、人件費の支出や営業補助金等の収入、利息等の支払いによるもので計３，０８７万７，７９１円でございます。

２、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出、工事負担金による収入によるもので計５８２万９，８４０円の支出となります。

３、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出で計１，３４７万８，０２９円でございます。資金増加額は、業務活動、投資活動、財務活動の合計１，１５６万９，９２２円、資金期首残高は、前年度決算の現金・預金２億２，２４８万８，４０３円、資金期末残高は、貸借対照表の現金・預金２億３，４０５万８，３２５円でございます。

なお、１８ページから２４ページまで財務表６書類及び固定資産明細書、企業明細書となってございます。後ほど御精読をお願いいたします。

議事目録についてでございますが、水道事業会計では、未処分利益剰余金を減債積立金へ積み立てておりました。未処分利益剰余金の減債積立金への積み立てについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき議会の議決を得ることとなっておりますので、議案として表記させてもらいました。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

（水道課長　田中克治君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　　　説明が終わりましたので、監査結果について、報告願います。

代表監査委員、向江君。

（代表監査委員　向江信夫君　登壇）

○代表監査委員（向江信夫君）　　　　ただいま水道課長から平成２６年度の決算について報告がございましたので、私から監査報告をさせていただきます。

２３ページをお開きください。

平成２６年度紀美野町公営企業歳入歳出決算審査意見書。

平成２６年度紀美野町上水道事業会計決算について、地方公営企業法第３０条第２項の規定により町長より決算審査の請求を受け審査したところ、執行上遺漏なく勘定科目と収入支出票及び証拠書類と符号一致しましたので、本会計決算は正確であるものと認められました。

ただし、公正負担の原則からも未収金の回収に引き続き努力され、水道施設の整備及び維持管理の適正化に努め、安定的な給水の確保に努められますようお願いいたします。

平成２７年８月２６日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、伊都堅仁。

続きまして、２６ページをお開きください。

平成２６年度上水道事業会計の経営健全化審査意見書について、報告いたします。

町長から提出された上水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

上水道事業会計の資金不足比率は、経営健全化基準に下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にありません。

平成２７年８月２６日。紀美野町代表監査委員、向江信夫。紀美野町監査委員、伊都堅仁。

以上で監査報告を終わらせていただきます。

（代表監査委員　向江信夫君　降壇）

◎日程第１４　議案第７４号　紀美野町福井町民運動場条例を廃止する条例について

○議長（小椋孝一君）　　　　日程第１４、議案第７４号、紀美野町福井町民運動場条例を廃止する条例について議題とします。

説明を願います。生涯学習課長、岩田君。

（生涯学習課長　岩田貞二君　登壇）

○生涯学習課長（岩田貞二君）　　　　２７ページの議案をお願いいたします。

議案第７４号、紀美野町福井町民運動場条例を廃止する条例について。

紀美野町福井町民運動場条例を次のとおり廃止したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由です。

紀美野町福井町民運動場の施設廃止に伴い、紀美野町福井町民運動場条例の廃止を行うものである。

次のページをお願いします。

紀美野町福井町民運動場条例を廃止する条例。

紀美野町福井町民運動場は廃止する。

附則

この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。

紀美野町の福井町民運動場は、全筆借地で行っておりました。当時は、地域の方々、また事業所などに軟式野球のチームとかソフトボールなんかをやっておりましたが、盛んにグラウンドも利用されていましたが、近年、利用がないということで廃止して所有者に土地を返還していきたいと考えておりますので、御理解賜りまして原案どおり御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

（生涯学習課長　岩田貞二君　降壇）

◎日程第１５　議案第７５号　紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◎日程第１６　議案第７６号　紀美野町職員再任用条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君）　　　　日程第１５、議案第７５号、紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について及び日程第１６、議案第７６号、紀美野町再任用条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長　牛居秀行君　登壇）

○総務課長（牛居秀行君）　　　　議案書の２９ページをごらんください。

議案第７５号、紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年9月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、紀美野町個人情報保護条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

一部改正条例の説明をさせていただく前に条例改正の経緯を少し説明させていただきます。

平成２５年５月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が公布され、本年１０月５日から一部が施行されます。このため、町が保有することとなる特定個人情報について、番号利用法の趣旨にのっとった適切な取り扱いを行うため、紀美野町個人情報保護条例の一部の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例の説明をさせていただきます。

お手持ちの新旧対照表では、１ページから９ページを御参照いただきたいと思います。

紀美野町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第１条中「保有する個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。この改正につきましては、個人情報に特定個人情報を加える改正でございます。特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことでございます。番号利用法が施行されることに伴い、この条文を加えるものでございます。

次に、第２条中第６号を第８号として、５号を７号とし、同条第４号中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加え、第１号の次に次の２号を加える。

第２号、特定個人情報、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

第３号、情報提供等記録、番号利用法第２３条第１項及び第２項に規定する記録に記

録された特定個人情報をいう。

この第２条の一部改正につきましては、特定個人情報と情報提供と記録という２つの語句の定義を第２条に新たに第２号、第３号として追加記述する改正でございます。

追加第２号の特定個人情報につきましては、先ほども説明をいたしましたが、個人番号をその内容に含む個人情報のことでございます。

また、追加第３号の情報提供等記録の定義につきましては、情報提供ネットワークシステムを利用して、どのような特定個人情報がどの機関間でやりとりされたかにかかる記録をいいます。

次に、第３条第１項中「実施機関は、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

この第３条第１項の改正につきましては、第１条の改正理由と同じでございまして、個人情報として特定個人情報を加える改正でございます。

次に、第５条中「事業者は、個人情報」の次に「個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

この第５条の改正につきましても、第１条の改正理由と同じでございます。

次に、第７条の次に次の１条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第７条の２、実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号）第７条第４項に規定する場合においては、同項の規定により、紀美野町個人情報保護審査会（第３０条第１項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聞くものとする。

この追加条文につきましては、特定個人情報保護評価に関する規則第７条第４項に特定個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者も含む合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者の意見を聞くものとすると定められておりますことから、今回追加条文となったものでございます。

次のページをお開きください。

第８条第１項中「前条」を「第７条」に改め、同項第６号中「紀美野町個人情報保護審査会（第３０条第１項の規定を除き、以下「審査会」という。）」を「審査会」に改める。

この第８条第１項の改正につきましては、第７条の２として追加条文を入れたことによるものでございます。

次に、第９条の見出し中「目的」の前に「特定個人情報以外の個人情報の」を加え、同条第１項中「個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

この９条の改正につきましては、次に説明をいたします９条の２におきまして、特定個人情報の利用の制限についての条文を加えたため、第９条では個人情報のみの記述とするものでございます。

次に、第９条の次に次の２条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第９条の２　実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合にあって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

第２項、実施機関は、前項ただし書きの規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第３項、第１項ただし書き及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

第４項、実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

この９条の２の追加条文につきましては、特定個人情報の利用の制限につきまして規定するもので、番号利用法第９条では、国の行政機関や地方公共団体が個人番号を利用することができ範囲が限定されており、これ以外の目的利用ができるのは、個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本

人の同意を得ることが困難であるときに限られております。ただし、情報提供等記録につきましては、目的外利用は一切認められてございません。

次に、追加条文、第９条の３でございます。

特定個人情報の提供の制限についての条文でございます。実施機関は、番号利用法第１９条各号のいずれかに該当する場合を除き特定個人情報を提供してはならない。

この９条の３の追加条文につきましては、番号利用法第１９条各号に該当する場合以外は、特定個人情報の提供は禁止されておりますことから、条例におきましても同様の規定を設けたものでございます。

次に、開示の請求について規定している第１４条の改正でございます。

第１４条第１項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第１８条までにおいて同じ。）」を加え、同条第２項を次ように改めます。

次のページをごらんください。３２ページでございます。

第２号、次の各号に掲げる者は、本人にかわって当該各号に定める区分に応じ前項に規定する開示の請求をすることができる。第１８条から第２０条の２までに規定する請求にあっても、同様とする。ただし、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。

第１号、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

第２号、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委託による代理人自己に係る特定個人情報

この１４条の改正につきましては、番号利用法では、特定個人情報の開示請求につきまして、未成年者等の法定代理人または本人の委任による代理人に認めることとされており、条例におきましても特定個人情報に係る開示請求権を本人の委任による代理人に認める旨を規定したものでございます。

次に、第１９条「自己に係る個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

次に、第２０条の次に次の１条を加えます。

（特定個人情報の利用停止の請求）についての条文の追加でございます。

第２０条の２　何人も自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の

定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

第１号といたしまして、当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第９条の２の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第２０条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、又は番号利用法第２８条の規定に違反して作成された特定個人ファイル（番号利用法第２条第９項に規定する特定個人ファイルをいう。）に記録されているとき当該特定個人情報の利用の停止又は消去。

第２号として、第９条の３の規定に違反して提供されているとき当該特定個人情報の提供の停止。

この２０条関係の改正につきましては、番号利用法では、情報提供等記録を除く特定個人情報の利用の停止請求を認める事由に法で規定する利用制限規制に対する違反、収集制限に関する違反、ファイル作成制限規制に対する違反及び提供制限規制に対する違反の規定しており、条例でもこれらと同様に特定個人情報の利用停止事由を追加したものでございます。

次に、請求手続を規定した２１条の改正でございます。

第２１条第１項中「又は前条」を「、第２０条」に改め、「利用中止」の次に「又は前条の規定による利用の停止、消去もしくは提供の停止（以下「利用停止」という。）」を加え、同条第２項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

この改正につきましては、番号利用法では、特定個人情報の利用停止請求については、本人の委任による代理人を認められておりますことから、利用停止請求権について本人の委任を受けた代理人にも認める旨を規定したものでございます。

次の３３ページをお願いいたします。

次に、請求に対する決定等を規定した第２２条の改正でございます。

第２２条第１項中、１５日以内の次に「（特定個人情報に係る開示の請求にあっては、３０日以内）」を加え、「及び利用中止」を「、利用中止及び利用停止」に改めます。

この改正につきましては、特定個人情報の開示請求に対します決定機関の追記と改正条例の第２０条の２第１項第１号で利用停止についても規定されておりますことによる改正でございます。

次に、会議等の決定等の期限の特例について規定した第２３条の改正でございます。

第２３条中「３０日以内」の次に「（特定個人情報に係る開示請求にあっては、６０日以内を加え、「又は利用中止請求」を「、利用中止請求又は利用停止請求」に改めます。

この改正理由につきましても、前条の改正理由と同じでございます。

次に、第２６条中「又は利用中止」を「、利用中止又は利用停止」に改め、同条の次に次の１条を加えます。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第２６条の２　実施機関は、訂正請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号利用法第１９条第７号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第２３条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

次に、第２７条中「前２条」を「第２５条及び第２６条」に、「又は利用中止」を「、利用中止又は利用停止」に改める。

この改正の前２条を第２５条及び第２６条としたのは、新たに第２６条の２が追加されたことによるものでございます。また、利用停止という記述を追加したのは、第２０条の２第１項第１号におきまして利用停止も規定されていることによるものでございます。

次に、第２８条第１項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

次に、第３０条第１項中「前条」の前に「第７条の２の規定により意見を述べ、又は」を加え、同条第７項前段中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

この改正につきましては、紀美野町個人情報保護審査会の規定の中に特定個人情報についての記述を追記するものでございます。

次に、第３１条中「記録されている自己に係る個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「及び利用中止」を「、利用中止及び利用停止」に改める。

次に、第３２条中「規定する個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

次に、第３４条第１項中「規定により、自己に係る個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「又は自己に係る個人情報の訂正、削除もしくは利用中止」及び「又は個人情報の訂正、削除若しくは利用中止」を削り、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２項、この条例の規定は、他の法令等の既定により、自己に係る個人情報の訂正、削除、利用中止又は利用停止の手続が定められている場合における当該個人情報の停止、削除、利用中止又は利用停止については適用しない。

この改正につきましては、条例では個人情報については他の制度による開示が認められている場合には、同一の方法による開示は行わないものとする調整規定が設けられておりますが、特定個人情報につきましては、マイポータルによる開示が予定されておりまして、条例による開示の実施を重ねて行う必要があるため、この調整規定を適用除外とするものでございます。

次に、附則といたしまして、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（平成２８年1月１日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第１号といたしまして、第７条の次に１条を加える改正規定につきましては、公布の日

第２号として、第９条の次に２条を加える改正規定（第９条の３に係る部分に限る。）につきましては、番号利用法の施行の日（平成２７年１０月５日）

第３号として、第２６条の次に１条を加える改正規定につきましては、番号利用法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日となってございます。

以上、議案第７５号、紀美野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の３５ページをごらんください。

議案第７６号、紀美野町職員再任用条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員再任用条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由でございます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等を改正する法律の施行に伴い、紀美野町職員再任用条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町職員再任用条例の一部を改正する条例でございます。

お手持ちの新旧対照表では１０ページを御参照ください。

紀美野町職員再任用条例の一部を次ように改正する。

第１条中「平成１１年法律第１０７号。附則第２項において「改正法」という。」を「平成１１年法律第１０７号」に改める。

次に、附則に次の１項を加える。

附則の３項として、厚生年金法（昭和２９年法律第１１５号）附則第７条の３第１項第４号に規定する特定警察職員等に該当する消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第４条の規定の適用については、同条中「６５年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

この改正につきましては、被用者年金の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成２７年１０月１日に施行されます。共済年金が厚生年金に統一されることにより、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法附則第１８条の２第１項第１号の規定が削除され、同様の内容が厚生年金法附則第７条の３第１項第４号に新たに規定されることとなるため改正を行うものでございます。

また、特例による退職共済年金の受給権の消滅時期が一般職員と消防吏員では異なっていることから、適正な職員の定数管理の観点からも今回その部分についても改正を行ったものでございます。

附則として、この条例は、平成２７年１０月１日から施行するとしてございます。

以上、議案第７６号の説明といたします。

（総務課長　牛居秀行君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　　しばらく休憩します。

休　憩

（午前１１時５６分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時２８分）

◎日程第１７　議案第７７号　紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君）　　　日程第１７、議案第７７号、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

（住民課長　増谷守哉君　登壇）

○住民課長（増谷守哉君）　　　それでは、議案書の３７ページをごらんいただきたいと思います。

議案第７７号、紀美野町の手数料条例の一部を改正する条例について。

紀美野町手数料条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、紀美野町手数料条例の改正を行うものでございます。

次のページ、議案書の３８ページをお願いします。

紀美野町手数料条例の一部を改正する条例。

第１条でございます。紀美野町手数料条例の一部を次のように改正する。別表４５の項を同表の４６の項とし、同表の１５の項から４４の項まで１項ずつ繰り下げ、同表の１４の項の次に次のように加える。

１５項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第７条第１項の規定に基づく通知カードの再交付につきましては、１枚につき５００円。

第２条、紀美野町手数料条例の一部を次のように改正する。別表１４の項及び１５の項を次のように改める。

１４項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。「番号利用法」という。）第７条第１項の規定に基づく通知カードの再交付につきましては、１枚につき５００円。

次、１５項、番号利用法第２条第７項の規定に基づく個人番号カードの再交付につきましては、１枚につき８００円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例中第１条の規定は平成２７年１０月５日から、第２条

の規定につきましては平成２８年1月１日から施行するというものです。

それでは、今回の条例の改正内容について御説明をさせていただきます。

平成２７年１０月５日にマイナンバー法が施行されることに伴い、国民一人一人に個人番号が付番され、住民票を有する全ての国民に個人番号が記載された通知カードが順次送付されることとなります。また、平成２８年1月からは、本人の申請に基づいて顔写真のついた個人番号カードの交付が始まります。

なお、皆さんが受け取られたこのカードをもしも紛失等の理由により再交付が必要となった場合は、それぞれの市町村で手続を行うこととなります。このため、通知カード及び個人番号カードの再交付の手数料を定める必要があることから条例の一部の改正を行うものでございます。

それでは、議案書に合わせまして別冊の新旧対照表の１１ページ、１２ページを参照いただきたいと思います。

紀美野町手数料条例の一部を改正する条例の第1条につきましては、新旧対照表１１ページでございます。平成２７年１０月５日以降通知カードの交付が始まることに伴いまして、通知カードの再交付の手数料を別表１５号として規定するものでございます。

また、第2条につきましては、新旧対照表の１２ページでございます。平成２８年1月１日以降、現行の別表第１４項の住民基本台帳カードの交付更新、再交付が廃止され、新たに個人番号カードの交付が始まることから、現行の１４項を削り、１５項を１４項に繰り上げるとともに、別表第１５項に個人番号カードの再交付手数料の規定を加える改正となってございます。

以上、紀美野町手数料条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

（住民課長　増谷守哉君　降壇）

◎日程第１８　議案第７８号　紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君）　日程第１８、議案第７８号、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。総務学事課長、前田君。

（総務学事課長　前田勇人君　登壇）

○総務学事課長（前田勇人君）　議案書の３９ページをお開き願います。

議案第７８号、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改

正する条例について。

紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由でございます。

紀美野町立上神野小学校を廃校とするため、紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の改正を行うものであります。

これは現学校施設の有効利用を図るための廃校措置改正であります。平成１８年４月より休校中の上神野小学校の開放は、この先極めて低く、より広く施設の有効活用に向けた検討を行うことが可能となるよう管理者を教育委員会から町に変えるための条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、４０ページは条例の改正事項でございます。

紀美野町立学校設置条例及び紀美野町立学校施設開放条例の一部を改正する条例。

まず、紀美野町立学校設置条例の一部を改正する改正であります。

第１条、紀美野町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表紀美野町立上神野小学校の項を削るものであります。

次に、紀美野町立学校施設開放条例の一部改正であります。

第２条、紀美野町立学校施設開放条例の一部を次のように改正する。

別表紀美野町立上神野小学校の部を削るものでございます。

附則としまして、この条例は、平成２７年１０月１日から施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

（総務学事課長　前田勇人君　降壇）

◎日程第１９　議案第７９号　和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（小椋孝一君）　　日程第１９、議案第７９号、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長　牛居秀行君　登壇）

○総務課長（牛居秀行君）　　それでは、議案書の４１ページをごらんください。

議案第７９号、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法第

２８６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

提案理由でございます。

那賀老人福祉施設組合が平成２８年３月３１日をもって解散し、和歌山県市町村総合事務組合を脱退するため、和歌山県市町村総合事務組合規約の変更を行うものでございます。

次のページをごらんください。和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約でございます。

お手持ちの新旧対照表では１６ページから１９ページをごらんください。

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を次のように改正する。

別表第１並びに別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項及び第３条第１項第２号に掲げる事務の項中「、那賀老人福祉施設組合」を削る。

附則として、この規約は、平成２８年４月１日から施行するとなってございます。

以上、議案第７９号の説明といたします。

（総務課長　牛居秀行君　降壇）

◎日程第２０　議案第８０号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小椋孝一君）　日程第２０、議案第８０号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

（住民課長　増谷守哉君　登壇）

○住民課長（増谷守哉君）　それでは、議案書の４３ページをお願いいたします。

議案第８０号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

氏名が村畠康秀、生年月日、昭和３４年４月２１日、住所、紀美野町奥佐々１７番地。

提案理由でございます。

平成２７年１２月３１日をもって任期が満了となったため、委員候補者の推薦を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

（住民課長　増谷守哉君　降壇）

◎日程第２１　議案第８１号　平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（小椋孝一君）　　日程第２１、議案第８１号、平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）について議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長　牛居秀行君　登壇）

○総務課長（牛居秀行君）　　議案書の４４ページをお開きください。

議案第８１号、平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）。

平成２７年度紀美野町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億８，３４２万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億５，１４０万５，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条、債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条、地方債の変更は、第３表　地方債補正」による。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

議案書の５０ページをお開きください。

まず歳入でございます。

９款、地方特例交付金、１項、１目、地方特例交付金で３０万８，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、恒久的な減税による減収補塡の特例交付金の額の確定によります増額補正でございます。

次に、１０款、地方交付税、１項、１目、地方交付税で４億１，６２６万７，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、今年度の普通交付税の算出額の確定による補正でございます。

次に、１２款、分担金及び負担金、１項、１目、農林水産業費分担金で４２万円の増額補正でございます。これにつきましては、農業用施設補修用材料支給事業の受益者負

担分でございます。

次に、１３款、使用料及び手数料、２項、１目、総務手数料で５万４，０００円の増額補正でございます。内訳といたしましては、マイナンバーの通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付に係る個人負担分でございます。

次に、１４款、国庫支出金、１項、１目、民生費国庫負担金で５４０万円の増額補正でございます。これにつきましては、更生医療費に係る国庫負担金でございます。

次に、１４款、国庫支出金、２項、１目、総務費国庫補助金で３１万４，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、個人番号カード交付事務費に係る国庫補助金の増額補正でございます。

次のページ、５１ページでございます。

１４款、国庫支出金、３項、３目、農林水産業費国庫委託金で１３３万２，０００円の増額補正でございます。地域おこし協力隊受入体制・サポート体制モデル事業の委託金でございます。

次に、１５款、県支出金、１項、１目、民生費県負担金で２７０万円の増額補正でございます。更生医療の県負担金の増額補正でございます。

次に、１５款、県支出金、２項、１目、総務費県補助金で２２５万円の増額補正でございますが、これにつきましては、自主防災組織の資機材を充実させるための県の補助金でございます。

次に、６目、教育費県補助金で１７万５，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、美里中学校の生徒の森林体験学習に対する県の補助金でございます。

次に、１８款、繰入金、１項、１目、財政調整基金繰入金で４億１，１８７万３，０００円の減額補正でございます。これにつきましては、繰越金及び普通交付税の額の確定によります減額補正でございます。

次に、４目、瀬藤基金繰入金で１００万円の増額補正でございます。これにつきましては、小川小学校と美里中学校の備品購入に対する財源とするものでございます。

次のページをごらんください。１９款、繰越金、１項、１目、繰越金で５億３，２０５万３，０００円の増額補正でございます。前年度繰越金の額の確定によります補正でございます。

次に、２１款、町債、１項、１目、総務債で７２０万円の増額補正でございます。これにつきましては、防火水槽１基の設置に係る設計費及び工事費の財源とするものでご

ざいます。

次に、９目、臨時財政対策債で２，５８２万５，０００円の増額補正でございますこれにつきましては、臨時財政対策債の額の確定による補正でございます。

続きまして、５３ページ、歳出でございます。

２款、総務費、１項、１目、一般管理費で１，７４９万８，０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして、１１節、需用費で男女共同参画基本計画策定に伴いますアンケートの封筒の印刷代といたしまして１万６，０００円、１２節、役務費でアンケートの郵便料として１０万５，０００円、１３節、委託料で４６７万７，０００円それぞれ増額補正をお願いするものでございます。委託料の内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。１５節、工事請負費で１，２７０万円の増額補正となってございます。

次に、５目、企画費で１４５万６，０００円の増額補正でございます。内訳といたしましては、３節、職員手当等で時間外勤務手当として１３５万８，０００円の増額、１１節、需用費で公用車２台分のタイヤ代等で９万８，０００円の増額となってございます。

次に、９目、自治振興費で２８６万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、３節、職員手当等で１５万９，０００円、１１節、需用費で１７７万１，０００円の増額、これにつきましては、柴目集会所の畳の入れかえ、動木本郷集会所の屋根の修繕及び福井集会所のエアコンの修繕料でございます。１５節、工事請負費で９３万円の増額補正となっております。内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。

次に、１０目、交通安全対策費で６５万円の増額、これにつきましては、防犯灯設置及び修理補助に係る補正でございます。

次に、１２目、防災諸費で１，２９０万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、３節、職員手当等で１００万円の増額、これにつきましては、台風１１号による待機職員の時間外手当でございます。１３節、委託料で２００万円の増額、１５節、工事請負費で５４０万円の増額、１９節、負担金補助及び交付金で４５０万円の増額でございます。増額内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次に、５４ページをごらんください。

２款、総務費、３項、１目、戸籍住民基本台帳費で５４万４，０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして、３節、職員手当等で２０万円の増額、時間外勤務手

当の補正でございます。７節、賃金で２９万円の増額、これにつきましては、美里支所での個人番号カード交付事務の補助員として臨時職員を雇い入れるものでございます。１９節、負担金補助及び交付金で５万４，０００円の増額補正でございます。

次に、３款、民生費、１項、３目、老人福祉費で４万３，０００円の増額補正でございます。過年度返還金でございます。

次に、４目、障害者福祉費で１，０８０万円の増額補正でございます。

次に、５目、老人医療費で１４万円の増額補正でございます。１３節、委託料、２０節、扶助費の増額推計による補正でございます。

次に、６目、重度心身障害者医療費で過年度返還金として７０万９，０００円の増額補正となってございます。

次に、１２目、介護保険事業費で１８万８，０００円の増額補正でございます。介護予防住宅修繕費の増額に伴います介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

次に、１４目、臨時福祉給付金給付事業費で６０１万５，０００円の増額補正でございます。過年度返還金でございます。

次のページ、５５ページをごらんください。

３款、民生費、２項、４目、保育所費で１５２万５，０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして、１４節、使用及び賃借料できみのこども園の駐車場の拡張に伴う借地料といたしまして２万５，０００円、５カ月分でございます。１５節、工事請負費で駐車場整備工事費として１５０万円それぞれ増額補正でございます。

次に、８目、子育て世帯臨時特例給付事業費で１１万２，０００円の増額補正でございます。過年度返還金でございます。

次に、４款、衛生費、１項、５目、成人保健対策費で２０万９，０００円の増額補正でございます。過年度返還金となってございます。

次に、５目、農林水産業費、１項、５目、農業用施設維持費で２１０万円の増額補正でございます。工事請負費の増額補正となってございます。

次のページをごらんください。２目、林道維持費で２００万円の増額補正でございます。１５節、工事請負費の増額補正となってございます。

次に、５款、４項、１目、山村振興総務費で４５２万４，０００円の増額補正でございます。内訳といたしましては、３節、職員手当等で時間外手当といたしまして９７万２，０００円の増額、８節、報償費で５３万５，０００円の増額、９節、旅費で４２万６，

０００円の増額、１１節、需用費で２１万1，０００円の増額、１４節、使用料及び賃借料で１６万円の増額、１６節、原材料費で１４４万8，０００円の増額、この増額につきましては、上神野小学校の修繕のための資材購入費でございます。１８節、備品購入費で７７万2，０００円の増額、これにつきましては、施設用備品といたしまして上神野小学校のエアコン４台の購入費５６万7，０００円と調理用備品としてガステーブル購入費として２０万5，０００円の計上となってございます。

次に、６款、商工費、１項、２目、観光費で１３０万9，０００円の増額補正でございます。内訳につきましては、１１節、需用費で３５万3，０００円、これにつきましては、消耗品費といたしまして山の家おいしのＡＥＤの備品購入費として７万2，０００円、山の家おいしの屋根の修繕料といたしまして２８万1，０００円それぞれ増額計上となってございます。１５節、工事請負費で展望台の撤去工事費として９５万6，０００円の計上としております。

次のページ、５７ページをごらんください。

７款、土木費、２項、１目、道路橋りょう維持費で1，５００万円の増額補正でございます。１５節、工事請負費の増額補正となってございます。

次に、７款、３項、１目、住宅管理費で３４０万5，０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして、１１節、需用費で町営住宅の修繕料として１５１万9，０００円の増額、１５節、工事請負費で１８８万6，０００円の増額となってございます。

次に、８款、消防費、１項、１目、常備消防費で１８４万7，０００円の増額補正でございます。内訳といたしまして、１１節、需用費で消防本部の雨漏りの修繕料として８７万5，０００円、１８節、備品購入費で消防職員の長靴の購入費用といたしまして９７万2，０００円の計上となってございます。

次に、9款、教育費、１項、２目、事務局費で２５万円の増額補正でございます。時間外勤務手当の補正でございます。

次に、３目、教育諸費で１７万5，０００円の増額補正でございます。内訳といたしましては、１２節、役務費で1，０００円、次のページをお願いいたします。１３節、委託料で１１万2，０００円、これにつきましては、美里中学校の緑育推進事業に係る委託料でございます。１４節、使用料及び賃借料で６万2，０００円の増額、これにつきましても緑育推進事業に伴いますバスの借入料等でございます。

次に、9款、２項、２目、教育振興費で１００万円の増額補正でございます。これに

つきましては、瀬戸基金を活用して小川小学校の教材用の備品を購入するものでございます。

９款、４項、７目、みさと天文台管理運営費で１９万1，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、天文台のクーラーの取りかえをするものでございます。

次に、１２款、諸支出金、１項、１目、財政調整基金費で４億９，５９７万5，０００円の増額補正でございます。積立金の補正となってございます。

次に、４７ページに戻っていただきたいと存じます。

第２表、債務負担行為補正でございます。

追加事項といたしまして人事評価制度導入委託料でございます。平成２８年度分として３０２万4，０００円の限度額としております。

次に、第３表、地方債補正でございます。

限度額の補正でございます。一般単独事業債では、限度額を７２０万円増額の５億２，７５０万円に、臨時財政対策債では２，５８２万５，０００円増額の２億５，５８２万５，０００円にそれぞれ限度額を変更するものでございます。

補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、議案第８１号、平成２７年度紀美野町一般会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

（総務課長　牛居秀行君　降壇）

◎日程第２２　議案第８２号　平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（２号）について

○議長（小椋孝一君）　　　日程第２２、議案第８２号、平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長　宮阪　学君　登壇）

○保健福祉課長（宮阪　学君）　　　それでは、６０ページをお開きください。

議案第８２号、平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）。

平成２７年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８８０万3，０００円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億6，０３０万6，０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２７年9月8日提出　紀美野町長　寺本光嘉

続きまして、６５ページをお開きください。

２、歳入、３款、国庫支出金、１項、１目、介護給付費負担金、これにつきましては、介護給付費住宅改修の増による国庫負担分でございます。割合は２０％分でございます。

３款、国庫支出金、２項、１目、調整交付金、これにつきましては、同じく給付費の増による調整交付金部分の９．９１％でございます。

続いて、４款、支払基金交付金、１項、１目、介護給付費交付金、補正額４２万円、これにつきましては、２号保険料分２８％部分でございます。

５款、県支出金、１項、１目、介護給付費負担金、補正額１８万7，０００円、これにつきましては、県負担分の１２．５％部分でございます。

６款、繰入金、１項、１目、介護給付費繰入金、補正額１８万8，０００円、これにつきましては、町負担分１２．５％でございます。先ほどの一般会計の補正でございます。

続きまして、３款、繰越金、１項、１目、繰越金、補正額７５６万円、これにつきましては、平成２６年度決算による繰越金でございます。

続きまして、６６ページをお願いいたします。

３、歳出、２款、保険給付費、２項、介護予防サービス等諸費、４目、介護予防住宅改修費、補正額１５０万円、財源内訳、国県支出金が６３万5，０００円、その他４２万円、これが２号保険料分でございます。一般財源４４万5，０００円、これにつきましては、町負担分、それから第１号保険料分でございます。これにつきましては、介護予防住宅改修費１５０万円でございます。４月から６月で１３１万3，０００円の実績があったためでございます。

続いて、４款、諸支出金、１項、諸支出金、２目、償還金、補正額３５６万7，０００円、これにつきましては、２６年度決算に伴い国庫分、県費、支払基金の返還分でございます。

続いて、６款、公債費、１項、１目、元金４９万1，０００円の補正でございます。これにつきましては、平成２６年度決算の補正で合計2，１６１万円でございます。こ

れを３年間でお返しするというふうな形になってございます。３年間の合計はちなみに２７年、２８年度、２９年度で返済でございます。３年間の合計で6，４８３万円を返済するという形になります。

続いて、６款、基金積立金、１項、基金積立金、１目、介護給付費準備基金積立金、補正額３２４万5，０００円、これにつきましては、３年間の保険財政を補うための基金で２６年度決算により残った分を積み立てたいと考えてございます。

以上、簡単でございますが、説明といたします。

（保健福祉課長　宮阪　学君　降壇）

◎日程第２３　議案第８３号　平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）について

○議長（小椋孝一君）　　日程第２３、議案第８３号、平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）について議題とします。

説明を願います。水道課長、田中君。

（水道課長　田中克治君　登壇）

○水道課長（田中克治君）　　議案書の６８ページをお開きください。

議案第８３号、平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）。

（総則）

第１条　平成２７年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第２条　平成２７年度紀美野町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第１款、水道事業費用１億1，１３０万4，０００円、補正ゼロ、計１億1，１３０万4，０００円、第１項、営業費用9，７７２万6，０００円、補正予定額４０万円、計9，８１２万6，０００円、第３項、予備費３４７万2，０００円、補正予定額４０万円減額、計３０７万2，０００円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第３条　予算第７条に定めた経費の金額を次のように改める。

（１）職員給与費、既決予定額2，８９５万2，０００円、補正予定額４０万円、計2，９３５万2，０００円。

平成２７年９月８日提出　紀美野町長　寺本光嘉

６９ページをお開きください。

平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）実施計画でございます。

収益的収入及び支出でございます。

１款、水道事業費用、１項、営業費用、既決予定額９，７７２万６，０００円を４０万円増額し、９，８１２万６，０００円、４目、業務及び総係費、補正予定額４０万円を増額し、２，２０８万３，０００円とし、３項、予備費、１目、予備費、既決予定額３４７万２，０００円を４０万円減額し、３０７万２，０００円とするものでございます。

続きまして、７０ページをお開きください。

平成２７年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第１号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、今回の補正に対する業務活動費（人件費）のキャッシュの増減をフローで示すもので、予算第７条に定められた議会の議決を経なければならない経費、人件費の補正予定額４０万円の増減のみを示すものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（水道課長　田中克治君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散　会

○議長（小椋孝一君）　　本日はこれで散会します。

（午後　2時１１分）